

## 南九州市議会訓令第1号

南九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

南九州市議会議長 加治佐 民生

南九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

南九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年南九州市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この訓令は、第3条第16号の改正規定は令和8年4月1日から、同条第5号の改正規定は令和8年6月14日から施行する。